



SMFG SUMITOMO MITSUI
FINANCIAL GROUP

証券コード 8316

第15期 定時株主総会招集ご通知

日時

平成29年 6月29日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前8時30分）

場所

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
当社本店（三井住友銀行本店ビル）

議案

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役17名選任の件



<http://srdb.jp/8316/>

「第15期定時株主総会招集ご通知」及び
「第15期報告書」の抜粋をインターネット
で快適にご覧いただけるよう、専用ウェブ
サイトを開設しております。

三井住友フィナンシャルグループ

平成29年6月8日

株主の皆さまへ

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
株式会社 三井住友フィナンシャルグループ
取締役社長 國 部 毅

定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。
なお、当日ご出席いただけない場合は、郵送またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、次頁の記載に従って、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 当社本店（三井住友銀行本店ビル）
3. 株主総会の目的事項

報告事項 (1) 平成28年4月1日より平成29年3月31日に至る第15期事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに連結計算書類に係る会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件
(2) 平成28年4月1日より平成29年3月31日に至る第15期計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役17名選任の件

■ 定時株主総会の招集の通知に際して株主の皆さまに対し提供すべき事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の監査報告書謄本は、別添の「第15期報告書」に記載のとおりであります。ただし、連結計算書類及び計算書類の注記につきましては、法令及び定款第25条の規定により、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.smfg.co.jp>）に掲載することにより開示しておりますので、「第15期報告書」には記載しておりません。

■ 「第15期報告書」に記載した連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して、それぞれ監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

※ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.smfg.co.jp>）に掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会
開催日時

平成29年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始：午前8時30分）

同封の出席票を議決権行使書用紙と切り離さずに会場受付へご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合



郵送による議決権行使

行使期限

平成29年6月28日（水曜日）午後5時10分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

なお、同封の個人情報保護シールをご利用ください。



インターネットによる議決権行使

行使期限

平成29年6月28日（水曜日）午後5時10分まで

パーソナルコンピュータや携帯端末から当社株主名簿管理人が運営する議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書・出席票用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご入力のうえ、画面の案内に従って、上記行使期限までに賛否をご登録ください。なお、セキュリティ確保のため、システム上の制約があります。詳細につきましては、下記のお問合せ先にご照会ください。

インターネットによる議決権行使についてのお問合せ先

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

電話 0120-652-031（フリーダイヤル）受付時間 午前9時～午後9時

⚠ 注意事項

- インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
- 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆さまのご負担となります。

機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

議案及び提案の理由並びに参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

今後の経済金融環境等を踏まえ、引き続き当社グループ全体の内部留保の充実に意を用いていく必要がありますことから、当事業年度末の剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。
なお、その他の剰余金の処分はございません。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

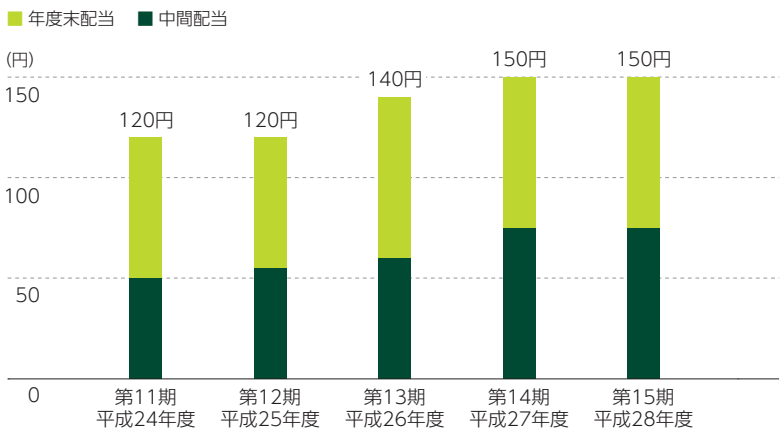
普通株式 1 株につき75円 総額105,752,005,650円

普通株式 1 株につき75円の間配当金をお支払いいたしておりますので、当事業年度を通じての配当金は前事業年度と同じく 1 株につき150円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年 6 月30日

(ご参考) 普通株式 1 株当たりの配当金



第2号議案 定款一部変更の件

当社は、国際的に広く認知されたコーポレートガバナンス体制を構築し、業務執行に対する取締役会の監督機能の強化及び業務執行の迅速化を図るため、指名委員会等設置会社へ移行することとしたいと存じます。これに伴い、指名委員会等や執行役に係る規定の新設、取締役や取締役会に係る規定の改定、執行役を兼務する取締役等と責任限定契約を締結できない旨の明確化、監査役や監査役会に係る規定の削除と経過措置の新設等、所要の変更を行うため、定款を変更しようとするものであります。変更の内容は、下記現行定款・変更案対照表のとおりであります。

なお、定款第36条の変更に関する議案を本総会に提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。また、本議案が承認可決された場合、本総会終結の時をもって、定款の変更の効力が生じるものとします。

現行定款・変更案対照表

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人 (自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、<u>市場取引等</u>により自己の株式を取得することができる。 (株主名簿管理人) 第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> 3 執行役 4 会計監査人 (自己の株式の取得) 第8条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第459条第1項第1号の規定に基づき、<u>取締役会の決議によって、株主との合意</u>により自己の株式を有償で取得することができる。 (株主名簿管理人) 第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会による委任を受けた執行役の決定</u>によって定め、これを公告する。 ③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
(株式取扱規程) 第14条 当会社の株主名簿の記載または記録その他株式に関する取扱い及びその手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。 (優先配当金) 第15条 当会社は、第44条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下優先配当金という）を行う。ただし、当該事業年度において第16条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。 第五種優先株式 1株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額 第七種優先株式 1株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額 第八種優先株式 1株につき300,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額 第九種優先株式 1株につき300,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額	(株式取扱規程) 第14条 当会社の株主名簿の記載または記録その他株式に関する取扱い及びその手数料については、取締役会による委任を受けた執行役が定める株式取扱規程による。 (優先配当金) 第15条 当会社は、第43条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下優先配当金という）を行う。ただし、当該事業年度において第16条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。 第五種優先株式 1株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定によって定める額 第七種優先株式 1株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定によって定める額 第八種優先株式 1株につき300,000円を上限として発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定によって定める額 第九種優先株式 1株につき300,000円を上限として発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定によって定める額

現 行 定 款	変 更 案
②ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。 ③優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。 (優先中間配当金) 第16条 当会社は、第45条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額の中間配当金（本定款において優先中間配当金という）を支払う。 (取得条項) 第18条 当会社は、第五種優先株式、第八種優先株式及び第九種優先株式について、取締役会が別に定める日が到来したときは、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める市場実勢や当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭の交付と引換えに、その一部または全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。	②ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。 ③優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。 (優先中間配当金) 第16条 当会社は、第44条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定によって定める額の中間配当金（本定款において優先中間配当金という）を支払う。 (取得条項) 第18条 当会社は、第五種優先株式、第八種優先株式及び第九種優先株式について、取締役会または取締役会による委任を受けた執行役が別に定める日が到来したときは、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定によって定める市場実勢や当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭の交付と引換えに、その一部または全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。

現 行 定 款	変 更 案
②当会社は、第五種優先株式、第七種優先株式、第八種優先株式及び第九種優先株式について、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める当会社に適用のある自己資本比率規制に基づく実質的な破綻状態（以下実質破綻状態という）に関する事由が生じた日（以下取得事由発生日という）、または実質破綻状態になった場合において取得事由発生日に先立ち取締役会が別に定める日に、無償または普通株式の交付と引換えに、その全部を取得する。当該優先株式の取得と引換えに普通株式を交付する場合のその数の算定方法等、その他の取得の条件は、当会社に適用のある自己資本比率規制、市場実勢、当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して、当該優先株式を初めて発行するときまでに相当な範囲内において取締役会の決議によって定める。 (取得請求) 第21条 第五種優先株主及び第七種優先株主は、普通株式の交付と引換えに当該優先株式の取得を請求することができる。取得を請求することができる期間（以下取得請求期間という）は、その末日が当該優先株式発行の日から25年を超えない相当な範囲内において、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める。当該優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得する優先株式の払込金相当額を、当該優先株式を初めて発行するときまでに相当な範囲内において取締役会の決議によって定める方法により決定される価額（以下取得請求権行使価額という）で除して得られる数とする。ただし、当初の取得請求権行使価額は、市場実勢等を勘案して妥当と認められる価額を基準として決定されるものとし、交付する普通株式の数の算出に当って1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条の規定によりこれを取り扱う。その他の取得の条件は、当該優先株式を初めて発行するときまでに相当な範囲内において取締役会の決議によって定める。	②当会社は、第五種優先株式、第七種優先株式、第八種優先株式及び第九種優先株式について、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定によって定める当会社に適用のある自己資本比率規制に基づく実質的な破綻状態（以下実質破綻状態という）に関する事由が生じた日（以下取得事由発生日という）、または実質破綻状態になった場合において取得事由発生日に先立ち取締役会または取締役会による委任を受けた執行役が別に定める日に、無償または普通株式の交付と引換えに、その全部を取得する。当該優先株式の取得と引換えに普通株式を交付する場合のその数の算定方法等、その他の取得の条件は、当会社に適用のある自己資本比率規制、市場実勢、当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して、当該優先株式を初めて発行するときまでに相当な範囲内において取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定によって定める。 (取得請求) 第21条 第五種優先株主及び第七種優先株主は、普通株式の交付と引換えに当該優先株式の取得を請求することができる。取得を請求することができる期間（以下取得請求期間という）は、その末日が当該優先株式発行の日から25年を超えない相当な範囲内において、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定によって定める。当該優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得する優先株式の払込金相当額を、当該優先株式を初めて発行するときまでに相当な範囲内において取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定によって定める方法により決定される価額（以下取得請求権行使価額という）で除して得られる数とする。ただし、当初の取得請求権行使価額は、市場実勢等を勘案して妥当と認められる価額を基準として決定されるものとし、交付する普通株式の数の算出に当って1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条の規定によりこれを取り扱う。その他の取得の条件は、当該優先株式を初めて発行するときまでに相当な範囲内において取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定によって定める。

現 行 定 款	変 更 案
(一斉取得) 第22条 当会社は、取得請求期間中に取得の請求がなされなかった第五種優先株式及び第七種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下一斉取得日という）をもって、当該優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。ただし、当該平均値が5,000円以上で発行に際して取締役会の決議によって定める額を下回るときは、各優先株式1株の払込金相当額をその金額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。 ②前項の普通株式の数の算出に当って1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。 (招集) 第24条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるごとに随時招集する。 ②株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。取締役社長を置かないときまたは取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。 (議長) 第26条 株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれに当る。取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。 (任期) 第32条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(一斉取得) 第22条 当会社は、取得請求期間中に取得の請求がなされなかった第五種優先株式及び第七種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下一斉取得日という）をもって、当該優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。ただし、当該平均値が5,000円以上で発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定によって定める額を下回るときは、各優先株式1株の払込金相当額をその金額で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。 ②前項の普通株式の数の算出に当って1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。 (招集) 第24条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるごとに随時招集する。 ②株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき執行役社長を兼務する取締役がこれを招集する。執行役社長を兼務する取締役に置かないときまたは執行役社長を兼務する取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。 (議長) 第26条 株主総会の議長は、取締役会長または執行役社長を兼務する取締役がこれに当る。取締役会長及び執行役社長を兼務する取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。 (任期) 第32条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会) 第33条 取締役会は、すべての取締役で組織する。 (新 設) (新 設) ②取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長を置かないときまたは取締役会長に事故があるときは、<u>取締役社長がこれに当り、取締役社長を置かないときまたは取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u> ③取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 ④取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ⑤取締役が取締役会の決議の目的事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u> (代表取締役、役付取締役、社長執行役員) 第34条 <u>取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。</u> ②取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、<u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u> ③<u>取締役社長を置かないときは、取締役会は、その決議によって、社長執行役員1名を定めることができる。</u>	(取締役会) 第33条 取締役会は、すべての取締役で組織する。 ②取締役会は、<u>当会社の業務執行を決定し、執行役及び取締役の職務の執行を監督する。</u> ③<u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、業務執行の決定を執行役に委任することができる。</u> ④取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長を置かないときまたは取締役会長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u> ⑤取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 ⑥取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ⑦<u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u> (役付取締役) 第34条 (削 除) 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長1名、取締役副会長若干名を定めることができる。 (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役、社長執行役員の職掌) 第35条 <u>取締役会長は、取締役会を統理する。</u> ②<u>取締役副会長は、取締役会長を補佐する。</u> ③<u>取締役社長または社長執行役員は、取締役会の決議を執行し、当会社全般の業務を統轄する。取締役社長または社長執行役員に事故があるときは、取締役副社長、専務取締役、常務取締役の順序によりこれに当る。</u> ④<u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役社長または社長執行役員を補佐し、当会社の常務を執行する。</u> (業務執行取締役でない取締役との責任限定契約) 第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役でない取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令に定める額のいずれか高い額とする。 第6章 監査役及び監査役会 (員数) 第37条 <u>当会社は、監査役3名以上を置く。</u> (選任決議) 第38条 <u>監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (補欠監査役の選任決議の効力) 第38条の2 <u>補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議において別段の定めがなされる場合を除き、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (任期) 第39条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	(取締役の職掌) 第35条 取締役会長は、取締役会を統理する。 ②取締役副会長は、取締役会長を補佐する。 (削 除) (削 除) (業務執行取締役等でない取締役との責任限定契約) 第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令に定める額のいずれか高い額とする。 (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会) 第40条 監査役会は、すべての監査役で組織する。 ②監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 ③監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 (常任監査役) 第41条 監査役会は、その決議によって、常任監査役を選定する。常任監査役は常勤とする。 (監査役との責任限定契約) 第42条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令に定める額のいずれか高い額とする。	(削 除) (削 除) (削 除) (削 除) 第6章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会 (委員の選定方法) 第37条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員を選定する。 (各委員会の権限等) 第38条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の各委員会の権限その他の各委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める各委員会規程による。 第7章 執 行 役 (選任方法) 第39条 取締役会は、その決議によって、執行役を選任する。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(任期)</u> 第40条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。
(新 設)	<u>(代表執行役、役付執行役)</u> 第41条 取締役会は、その決議によって、代表執行役若干名を選定する。
(新 設)	②取締役会は、その決議によって、執行役の中から執行役社長1名、執行役副社長、執行役専務、執行役常務各若干名を定めることができる。
第7章 計 算	第8章 計 算
(事業年度) 第43条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	(事業年度) 第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(剰余金の配当) 第44条 当会社は、株主総会の決議により事業年度末日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行うものとする。	(剰余金の配当) 第43条 当会社は、株主総会の決議により事業年度末日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行うものとする。
(中間配当) 第45条 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	(中間配当) 第44条 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
(配当金の除斥期間) 第46条 配当財産が金銭である場合にその支払開始の日から5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	(配当金の除斥期間) 第45条 配当財産が金銭である場合にその支払開始の日から5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (新 設)	<u>附 則</u> <u>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u> <u>第 1 条 第15期定時株主総会における指名委員会等を</u> <u>置く旨の定款の変更の効力が生じる前に監査役と締</u> <u>結済の会社法第423条第 1 項の賠償責任を限定する</u> <u>契約については、なお同定時株主総会における変更</u> <u>前の定款第42条の定めるところによる。</u>

第3号議案 取締役17名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会終結の時をもって監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行いたします。それに伴い、取締役12名及び監査役6名の全員が任期満了となりますので、この際取締役17名（うち社外取締役7名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	地 位	担 当	当事業年度における 取締役会への出席状況 (出席率)
1	再任 みやた こういち 宮 田 孝 一	取締役会長	—	14回中13回出席 (92%)
2	再任 くにべ たけし 國 部 毅	取締役社長	グループCEO	14回中すべてに出席 (100%)
3	新任 たかしま まこと 高 島 誠	—	—	—
4	再任 おぎの こうぞう 荻 野 浩 三	取締役兼 副社長執行役員	グループCRO リスク統括部、 投融資企画部担当役員	14回中すべてに出席 (100%)
5	再任 おおた じゅん 太 田 純	取締役兼 副社長執行役員	グループCFO 兼 グループCSO 兼 グループCDIO 広報部、企画部、財務部、 グループ事業部、 ITイノベーション推進部 担当役員 決済企画部担当	14回中すべてに出席 (100%)
6	再任 たにざき かつのり 谷 崎 勝 教	取締役兼 専務執行役員	グループCIO IT企画部、 データマネジメント部、 事務統括部担当役員	14回中すべてに出席 (100%)

注 CEO : Chief Executive Officer (最高経営責任者)
CRO : Chief Risk Officer (最高リスク管理責任者)
CFO : Chief Financial Officer (最高財務責任者)
CSO : Chief Strategy Officer (最高戦略責任者)
CDIO : Chief Digital Innovation Officer (最高デジタルイノベーション責任者)
CIO : Chief Information Officer (最高情報責任者)

候補者 番 号	氏 名	地 位	担 当	当事業年度における 取締役会への出席状況 (出席率)
7	新任 や く とし か ず 夜 久 敏 和	専務執行役員	グループCCO 兼 グループCHRO 人事部、品質管理部、 総務部、管理部担当役員	—
8	新任 て ら も と と し ゆ き 寺 本 敏 之	常任監査役	—	14回中すべてに 取締役または監査役 として出席 (100%)
9	新任 み か み と お る 三 上 徹	常任監査役	—	14回中すべてに 監査役として出席 (100%)
10	再任 く ぼ て つ や 久 保 哲 也	取締役	—	取締役就任後に 開催された12回中 すべてに出席 (100%)
11	新任 ま つ も と ま さ ゆ き 松 本 正 之	—	—	—
		社外取締役 独立役員		
12	再任 Arthur M. Mitchell アーサー M. ミッチェル	取締役	—	14回中すべてに出席 (100%)
		社外取締役 独立役員		
13	新任 や ま ざ き し ょ う ぞ う 山 崎 彰 三	—	—	—
		社外取締役 独立役員		
14	再任 こ う の ま さ は る 河 野 雅 治	取締役	—	14回中すべてに出席 (100%)
		社外取締役 独立役員		
15	新任 つ つ い よ し の ぶ 筒 井 義 信	—	—	—
		社外取締役 独立役員		
16	新任 し ん ぼ か つ よ し 新 保 克 芳	—	—	—
		社外取締役 独立役員		
17	再任 さ く ら い え り こ 桜 井 恵 理 子	取締役	—	14回中13回出席 (92%)
		社外取締役 独立役員		

注 CCO : Chief Compliance Officer (最高コンプライアンス責任者)
CHRO: Chief Human Resources Officer (最高人事責任者)

候補者
番号

1

みやた こういち
宮田 孝一

昭和28年11月16日生



再任

■ 所有する当社の株式の種類 及び数

普通株式 16,400株

■ 当事業年度における取締役会 への出席状況（出席率）

14回中13回出席（92%）

■ 略歴、当社における地位

昭和51年 4 月 株式会社三井銀行入行

平成15年 6 月 株式会社三井住友銀行 執行役員

平成18年10月 同 常務執行役員

平成21年 4 月 同 取締役兼専務執行役員

平成22年 4 月 当社 専務執行役員

平成22年 6 月 同 取締役

平成23年 4 月 同 取締役社長
株式会社三井住友銀行 取締役

平成29年 4 月 当社 取締役会長（現任）
株式会社三井住友銀行 取締役会長（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社三井住友銀行 取締役会長

ソニー株式会社 取締役

株式会社三越伊勢丹ホールディングス 監査役

■ 取締役候補者とした理由

宮田孝一氏は、長年にわたり、市場関連業務、広報、経営企画、財務、リスク管理等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有しております。また、平成23年4月以降、取締役社長として当社を統率・牽引してきたことに加え、平成29年4月以降は、取締役会長として当社の取締役会を統理しており、当社といたしましては、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

く に べ たけし
國部 毅

昭和29年3月8日生



再任

■ 所有する当社の株式の種類 及び数

普通株式 35,988株

■ 当事業年度における取締役会 への出席状況（出席率）

14回中すべてに出席
（100%）

■ 略歴、当社における地位

昭和51年 4 月 株式会社住友銀行入行

平成15年 6 月 株式会社三井住友銀行 執行役員

平成18年10月 同 常務執行役員

平成19年 4 月 当社 常務執行役員

平成19年 6 月 同 取締役

平成21年 4 月 株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員

平成23年 4 月 同 頭取兼最高執行役員

平成29年 4 月 当社 取締役社長（現任）
株式会社三井住友銀行 取締役辞任

■ 当社における担当

グループCEO

■ 重要な兼職の状況

日本電気株式会社 取締役

■ 取締役候補者とした理由

國部毅氏は、長年にわたり、経営企画、財務、広報、グループ会社管理等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有しております。また、平成23年4月以降、株式会社三井住友銀行頭取として同行を、平成29年4月以降は、当社取締役社長として当社を統率・牽引しており、当社といたしましては、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 3	たかしま まこと 高島 誠 昭和33年3月31日生
 新任 ■ 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 8,300株	■ 略歴 昭和57年 4 月 株式会社住友銀行入行 平成21年 4 月 株式会社三井住友銀行 執行役員 平成24年 4 月 同 常務執行役員 平成26年 4 月 同 専務執行役員 平成28年12月 同 取締役兼専務執行役員 平成29年 4 月 同 頭取（現任） ■ 重要な兼職の状況 株式会社三井住友銀行 頭取 ■ 取締役候補者とした理由 高島誠氏は、長年にわたり、国際業務、経営企画等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有しております。また、平成29年4月以降、株式会社三井住友銀行頭取として同行を統率・牽引しており、当社といたしましては、同氏が、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

お ぎ の こう ぞ う
荻野 浩三

昭和33年5月9日生



再 任

■ 所有する当社の株式の種類

及び数

普通株式 9,100株

■ 当事業年度における取締役会 への出席状況（出席率）

14回中すべてに出席
(100%)

■ 略歴、当社における地位

昭和56年 4 月 株式会社三井銀行入行

平成22年 4 月 株式会社三井住友銀行 執行役員

平成23年 4 月 同 常務執行役員

平成25年 4 月 当社 常務執行役員

平成25年 6 月 同 取締役

平成26年 4 月 株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員

平成29年 4 月 当社 取締役兼副社長執行役員（現任）
株式会社三井住友銀行 取締役兼副頭取執行役員（現任）

■ 当社における担当

グループCRO

リスク統括部、投融資企画部担当役員

■ 重要な兼職の状況

株式会社三井住友銀行 取締役兼副頭取執行役員

■ 取締役候補者とした理由

荻野浩三氏は、長年にわたり、法人営業、リスク管理、内部監査等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有しております。また、平成25年6月以降、取締役として職務を適切に遂行しており、当社といたしましては、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

お お た じゅん
太田 純

昭和33年2月12日生



再任

■ 所有する当社の株式の種類
及び数
普通株式 10,500株

■ 当事業年度における取締役会
への出席状況（出席率）
14回中すべてに出席
（100%）

■ 略歴、当社における地位

昭和57年 4 月 株式会社住友銀行入行
平成21年 4 月 株式会社三井住友銀行 執行役員
平成24年 4 月 同 常務執行役員
平成25年 4 月 当社 常務執行役員
平成26年 4 月 同 専務執行役員
 株式会社三井住友銀行 専務執行役員
平成26年 6 月 当社 取締役
平成27年 4 月 株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員
平成29年 4 月 当社 取締役兼副社長執行役員（現任）
 株式会社三井住友銀行 取締役辞任

■ 当社における担当

グループCFO 兼 グループCSO 兼 グループCDIO
広報部、企画部、財務部、グループ事業部、ITイノベーション推進部担当役員
決済企画部担当

■ 取締役候補者とした理由

太田純氏は、長年にわたり、グループ会社管理、経営企画、投資銀行業務、広報、財務、決済企画等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有しております。また、平成26年6月以降、取締役として職務を適切に遂行しており、当社といたしましては、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

たにざき かつのり
谷崎 勝教

昭和32年4月12日生



再任

■ 所有する当社の株式の種類
及び数
普通株式 7,900株

■ 当事業年度における取締役会
への出席状況（出席率）
14回中すべてに出席
（100%）

■ 略歴、当社における地位

昭和57年 4 月 株式会社住友銀行入行
平成22年 4 月 株式会社三井住友銀行 執行役員
平成23年 4 月 当社 IT企画部長
平成25年 4 月 株式会社三井住友銀行 常務執行役員
平成27年 4 月 当社 専務執行役員
株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員（現任）
平成27年 6 月 当社 取締役
平成29年 4 月 同 取締役兼専務執行役員（現任）

■ 当社における担当

グループCIO
IT企画部、データマネジメント部、事務統括部担当役員

■ 重要な兼職の状況

株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員
株式会社日本総合研究所 取締役

■ 取締役候補者とした理由

谷崎勝教氏は、長年にわたり、システム企画等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有しております。また、平成27年6月以降、取締役として職務を適切に遂行しており、当社といたしましては、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

やく としかず
夜久 敏和

昭和37年3月3日生



新任

■ 所有する当社の株式の種類

及び数

普通株式 4,700株

■ 略歴、当社における地位

昭和59年 4 月 株式会社住友銀行入行

平成24年 4 月 当社 人事部長

株式会社三井住友銀行 執行役員

平成26年 4 月 同 常務執行役員

平成28年 4 月 当社 常務執行役員

平成29年 3 月 株式会社三井住友銀行 取締役兼常務執行役員

平成29年 4 月 当社 専務執行役員（現任）

株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員（現任）

■ 当社における担当

グループCCO 兼 グループCHRO

人事部、品質管理部、総務部、管理部担当役員

■ 重要な兼職の状況

株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員

■ 取締役候補者とした理由

夜久敏和氏は、長年にわたり、人事、品質管理、総務、法務、管財等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有しており、当社といたしましては、同氏が、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

8

てらもと としゆき
寺本 敏之

昭和33年9月15日生



新任

■ 所有する当社の株式の種類
及び数

普通株式 8,400株

■ 当事業年度における取締役会
への出席状況（出席率）

14回中すべてに取締役
または監査役として出席
(100%)

■ 略歴、当社における地位

昭和56年 4 月 株式会社三井銀行入行
平成20年 4 月 株式会社三井住友銀行 執行役員
平成23年 4 月 同 常務執行役員
平成26年 4 月 同 取締役兼専務執行役員
平成27年 4 月 当社 専務執行役員
平成27年 6 月 同 取締役
平成28年 4 月 株式会社三井住友銀行 取締役
平成28年 6 月 当社 常任監査役（現任）
株式会社三井住友銀行 監査役（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社三井住友銀行 監査役

■ 取締役候補者とした理由

寺本敏之氏は、長年にわたり、与信審査・管理、法人営業、リスク管理等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有しております。また、平成27年6月より1年間は、取締役として、平成28年6月以降は、常任監査役として職務を適切に遂行しており、当社といたしましては、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号 9	みかみとおる 三上徹 昭和35年8月27日生
 新任 ■ 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 1,000株 ■ 当事業年度における取締役会への出席状況（出席率） 14回中すべてに監査役として出席（100%）	■ 略歴、当社における地位 昭和59年 4 月 株式会社住友銀行入行 平成18年 4 月 株式会社三井住友銀行 法務部長 平成25年 4 月 当社 総務部付部長 平成27年 4 月 株式会社三井住友銀行 本店上席推進役 平成27年 6 月 当社 常任監査役（現任） ■ 取締役候補者とした理由 三上徹氏は、長年にわたり、法務、総務に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有しております。また、平成27年6月以降、常任監査役として職務を適切に遂行しており、当社といたしましては、同氏が、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

10

く ぼ て つ や
久保 哲也

昭和28年9月24日生



再任

■ 所有する当社の株式の種類 及び数

普通株式 7,731株

■ 当事業年度における取締役会 への出席状況（出席率）

取締役就任後に開催された
12回中すべてに出席
(100%)

■ 略歴、当社における地位

昭和51年 4 月 株式会社住友銀行入行

平成15年 6 月 株式会社三井住友銀行 執行役員

平成18年 7 月 同 常務執行役員

平成20年 4 月 当社 常務執行役員

平成21年 4 月 同 専務執行役員
株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員

平成23年 4 月 当社 副社長執行役員
株式会社三井住友銀行 取締役兼副頭取執行役員
SMBC日興証券株式会社 取締役

平成23年 6 月 当社 取締役

平成25年 3 月 同 取締役辞任
株式会社三井住友銀行 取締役辞任

平成25年 4 月 SMBC日興証券株式会社 代表取締役社長

平成28年 4 月 同 代表取締役会長（現任）

平成28年 6 月 当社 取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

SMBC日興証券株式会社 代表取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

久保哲也氏は、長年にわたり、国際業務、投資銀行業務、広報、経営企画、財務、グループ会社管理等に携わるなど、豊富な実務経験と、高い能力・識見を有しております。また、当社といたしましては、同氏が、SMBC日興証券株式会社での経営経験を活かし、引き続き、当社グループの更なる発展に貢献することができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

11

まつもと
松本

まさゆき
正之

昭和19年4月14日生



新任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社の株式の種類
及び数
普通株式 0株

■ 略歴

昭和42年 4 月 日本国有鉄道入社
昭和62年 4 月 東海旅客鉄道株式会社
入社
平成 4 年 6 月 同社 取締役秘書室長
平成 8 年 6 月 同社 常務取締役
平成10年 6 月 同社 専務取締役
平成12年 6 月 同社 代表取締役副社長
平成16年 6 月 同社 代表取締役社長

平成22年 4 月 同社 代表取締役副会長
平成23年 1 月 同社 取締役辞任
平成23年 1 月 日本放送協会 会長
平成26年 1 月 同協会退職
平成26年 4 月 東海旅客鉄道株式会社
特別顧問（現任）
平成27年 6 月 株式会社三井住友銀行
取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

東海旅客鉄道株式会社 特別顧問
株式会社三井住友銀行 取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

松本正之氏は、会社経営の分野で指導的役割を果たし、公共性の高い企業等の経営者としての豊富な経験と会社経営に関する専門的知見を有しており、当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する事項

1. 松本正之氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしております。また、当社は、同氏を、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
2. 松本正之氏は、東海旅客鉄道株式会社の特別顧問に就任しておりますが、同社と当社グループとの間における平成28年度の取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であります。また、当社の子会社である株式会社三井住友銀行から東海旅客鉄道株式会社に対する貸付額は、当社の連結総資産の0.1%未満であります。更に、同社は当社普通株式を保有しておりますが、その数は発行済株式総数の1%未満であること等から、同氏の社外取締役としての独立性は十分に確保されております。

■ その他

松本正之氏は、平成27年6月より当社の子会社である株式会社三井住友銀行の社外取締役に就任しておりますが、平成29年6月29日付で退任する予定であります。

候補者
番号

12

Arthur M. Mitchell
アーサー M. ミッチェル

昭和22年7月23日生



再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社の株式の種類
及び数

普通株式 0株

■ 当事業年度における取締役会
への出席状況（出席率）

14回中すべてに出席
（100%）

■ 略歴、当社における地位

昭和51年 7 月 米国ニューヨーク州弁護士登録（現任）

平成15年 1 月 アジア開発銀行 ジェネラルカウンセル

平成19年 9 月 ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所入所

平成20年 1 月 外国法事務弁護士登録（現任）

ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所 外国法事務弁護士（現任）

平成27年 6 月 当社 取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由

アーサー M. ミッチェル氏は、国際法務の分野で指導的役割を果たし、米国ニューヨーク州弁護士、本邦外国法事務弁護士としての豊富な経験と国際法務全般に関する専門的知見を有しており、当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、引き続き、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する事項

アーサー M. ミッチェル氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしております。また、当社は、同氏を、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

■ その他

アーサー M. ミッチェル氏は、平成27年6月より1年11ヵ月間、当社の社外取締役に就任しております。

候補者番号 13	やまざきしょうぞう 山崎 彰三 昭和23年9月12日生
 新任 社外取締役 独立役員 ■ 所有する当社の株式の種類及び数 普通株式 0株	■ 略歴 昭和45年11月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和49年 9 月 公認会計士登録（現任） 平成 3 年 7 月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員 平成22年 6 月 同監査法人退職 平成22年 7 月 日本公認会計士協会 会長 平成25年 7 月 同協会 相談役（現任） 平成26年 4 月 東北大学会計大学院 教授（現任） ■ 重要な兼職の状況 株式会社荏原製作所 取締役 ■ 社外取締役候補者とした理由 山崎彰三氏は、会計の分野で指導的役割を果たし、公認会計士としての豊富な経験と企業会計をはじめとする会計全般に関する専門的知見を有しており、当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。 ■ 独立性に関する事項 山崎彰三氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしております。また、当社は、同氏を、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

候補者
番号

14

この まさはる
河野 雅治

昭和23年12月21日生



再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社の株式の種類
及び数

普通株式 0株

■ 当事業年度における取締役会
への出席状況（出席率）

14回中すべてに出席
（100%）

■ 略歴、当社における地位

昭和48年 4 月 外務省入省

平成17年 8 月 同省 総合外交政策局長

平成19年 1 月 同省 外務審議官（経済担当）

平成21年 2 月 ロシア駐箚特命全権大使

平成21年 5 月 兼 アルメニア・トルクメニスタン・ベラルーシ駐箚特命全権大使

平成23年 3 月 イタリア駐箚特命全権大使

平成23年 5 月 兼 アルバニア・サンマリノ・マルタ駐箚特命全権大使

平成26年 9 月 退官

平成27年 6 月 当社 取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社ドトール・日レスホールディングス 取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

河野雅治氏は、外交の分野で指導的役割を果たし、外交官としての豊富な経験と国際情勢に関する専門的知見を有しており、当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、引き続き、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する事項

河野雅治氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしております。また、当社は、同氏を、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

■ その他

河野雅治氏は、平成27年6月より1年11ヵ月間、当社の社外取締役に就任しております。

候補者
番号

15

つつい よしのぶ
筒井 義信

昭和29年1月30日生



新任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社の株式の種類
及び数
普通株式 0株

■ 略歴

昭和52年 4 月 日本生命保険相互会社入社
平成16年 7 月 同社 取締役
平成19年 1 月 同社 取締役執行役員
平成19年 3 月 同社 取締役常務執行役員
平成21年 3 月 同社 取締役専務執行役員
平成22年 3 月 同社 代表取締役専務執行役員
平成23年 4 月 同社 代表取締役社長（現任）

■ 重要な兼職の状況

日本生命保険相互会社 代表取締役社長
株式会社帝国ホテル 取締役
パナソニック株式会社 取締役
西日本旅客鉄道株式会社 監査役

■ 社外取締役候補者とした理由

筒井義信氏は、会社経営の分野で指導的役割を果たし、金融機関の経営者としての豊富な経験と会社経営に関する専門的知見を有しており、当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する事項

1. 筒井義信氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしております。また、当社は、同氏を、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
2. 筒井義信氏は、日本生命保険相互会社の代表取締役社長に就任しておりますが、同社と当社グループとの間における平成28年度の取引額は、同社の連結経常収益及び当社の連結業務粗利益の1%未満であります。また、当社の子会社である株式会社三井住友銀行から日本生命保険相互会社に対する貸付額は、当社の連結総資産の0.1%未満であります。更に、同社は当社普通株式を保有しておりますが、その数は発行済株式総数の1%未満であること等から、同氏の社外取締役としての独立性は十分に確保されております。

候補者
番号

16

しんぼ かつよし
新保 克芳

昭和30年4月8日生



新任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社の株式の種類
及び数

普通株式 0株

■ 略歴

昭和59年 4 月 弁護士登録（現任）

平成11年11月 新保法律事務所（現新保・洞・赤司法律事務所） 弁護士（現任）

平成27年 6 月 株式会社三井住友銀行 監査役（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社三井住友銀行 監査役

■ 社外取締役候補者とした理由

新保克芳氏は、企業法務の分野で指導的役割を果たし、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的知見を有しており、当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であり、かつ、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する事項

新保克芳氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしております。また、当社は、同氏を、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

■ その他

新保克芳氏は、平成27年6月より当社の子会社である株式会社三井住友銀行の社外監査役に就任しておりますが、平成29年6月29日付で退任する予定であります。

候補者
番号

17

さくらい えり こ
桜井 恵理子

昭和35年11月16日生



再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社の株式の種類
及び数

普通株式 0株

■ 当事業年度における取締役会
への出席状況（出席率）

14回中13回出席（92%）

■ 略歴、当社における地位

昭和62年 6 月 Dow Corning Corporation入社

平成20年 5 月 東レ・ダウコーニング株式会社 取締役

平成21年 3 月 同社 代表取締役会長・CEO（現任）

平成23年 5 月 Dow Corning Corporation リージョナルプレジデント-日本/韓国

平成27年 2 月 ダウコーニング・ホールディング・ジャパン株式会社 代表取締役社長（現任）

平成27年 6 月 当社 取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

東レ・ダウコーニング株式会社 代表取締役会長・CEO

ダウコーニング・ホールディング・ジャパン株式会社 代表取締役社長

ソニー株式会社 取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

桜井恵理子氏は、会社経営の分野で指導的役割を果たし、国際的な企業経営者としての豊富な経験と会社経営に関する専門的知見を有しており、当社といたしましては、同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、引き続き、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行うことができると考えております。これらの理由により、同氏が当社の社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

■ 独立性に関する事項

1. 桜井恵理子氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしております。また、当社は、同氏を、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
2. 桜井恵理子氏は、東レ・ダウコーニング株式会社の代表取締役会長・CEOに就任しておりますが、同社と当社グループとの間における平成28年度の取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であります。また、当社の子会社である株式会社三井住友銀行から東レ・ダウコーニング株式会社に対する貸付額は、当社の連結総資産の0.1%未満であります。更に、同社は当社株式を保有していないこと等から、同氏の社外取締役としての独立性は十分に確保されております。

■ その他

1. 桜井恵理子氏の戸籍上の氏名は「平恵理子」であります。
2. 桜井恵理子氏は、平成27年6月より1年11ヵ月間、当社の社外取締役に就任しております。

- 注 1. 松本正之、アーサー M. ミッチェル、山崎彰三、河野雅治、筒井義信、新保克芳及び桜井恵理子の7氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社は、アーサー M. ミッチェル、河野雅治及び桜井恵理子の3氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、1,000万円または同項における最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。また、当社は、本議案が承認可決された場合、松本正之、山崎彰三、筒井義信及び新保克芳の4氏との間に、同内容の契約を締結する予定であります。
3. 本議案が承認可決された場合、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の構成並びに各委員会の委員長については以下を予定しております。
- 指名委員会：筒井義信（委員長）、宮田孝一、松本正之、アーサー M. ミッチェル、河野雅治、桜井恵理子
- 監査委員会：松本正之（委員長）、寺本敏之、三上徹、山崎彰三、新保克芳
- 報酬委員会：新保克芳（委員長）、宮田孝一、國部毅、アーサー M. ミッチェル、筒井義信、桜井恵理子

（ご参考）当社における社外役員の独立性に関する基準は、次頁に記載しております。

以 上

(ご参考) 当社における社外役員の独立性に関する基準

当社では、社外役員が独立性を有すると判断するためには、現在または最近^(注1)において、次の要件のいずれにも該当しないことが必要であると考えております。

1. 主要な取引先^(注2)

- (1) 当社・株式会社三井住友銀行（以下当社等という）を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者。
- (2) 当社等の主要な取引先もしくはその業務執行者。

2. 専門家

- (1) 当社等から、役員報酬以外に、過去3年平均で、年間10百万円超の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
- (2) 当社等から、多額の金銭その他の財産^(注3)を得ているコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の専門サービスを提供する法人その他の団体の一員。

3. 寄付

当社等から、過去3年平均で、年間10百万円または相手方の年間売上高の2%のいずれか大きい額を超える寄付等を受ける者もしくはその業務執行者。

4. 主要株主

当社の主要株主もしくはその業務執行者（過去3年以内に主要株主もしくはその業務執行者であった者を含む）。

5. 近親者^(注4)

次に掲げるいずれかの者（重要^(注5)でない者を除く）の近親者。

- (1) 上記1.～4.に該当する者。
- (2) 当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員等の使用人。

-
- 注 1. 「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において主要な取引先であった者は、独立性を有さない。
2. 「主要な取引先」とは、次のいずれかまたは双方に該当する者をいう。
- ・当社等を主要な取引先とする者
当該者の連結売上高に占める当社等に対する売上高の割合が2%を超える場合。
 - ・当社等の主要な取引先
当該者に当社の連結総資産の1%を超える貸付を株式会社三井住友銀行が行っている場合。
3. 「多額の金銭その他の財産」とは、当社の連結経常収益の0.5%を超える金銭その他の財産をいう。
4. 「近親者」とは、配偶者または二親等以内の親族をいう。
5. 「重要」である者の例
- ・各会社の役員、部長クラスの者。
 - ・会計専門家、法律専門家については、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者。



会場

当社本店（三井住友銀行本店ビル）

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

交通機関のご案内

大手町駅	都営地下鉄 ● 三田線	東京メトロ ● 千代田線 ● 東西線 ● 半蔵門線 ● 丸の内線	東京駅	J R 丸の内北口より徒歩約8分
C13a出口より地下通路で直結				

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。